

れいわ ねんど しょうがい ひと たいしょう
令和7年度 障害のある人を対象とした

かながわけんりつふくしきこうしょくいん けいやくしょくいん さいようせんこう し
神奈川県立福祉機構職員（パートタイム契約職員）採用選考のお知らせ
れいわ ねん がつ ついたち さいよう む
(令和8年6月1日採用向け)

かながわけんりつふくしきこう しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん かがくてき ふくし
神奈川県立福祉機構は、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を
けんきゅう および じっせん ひつよう じんざい いくせい きよてん ふくし かん
研究および実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する
しょかだい かいけつ ひろ こうけん だれ ひと く ちいき
諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域
きょうせいしゃかい じつげん れいわ ねん がつ せつりつ よてい
共生社会を実現するために、令和8年4月の設立を予定しています。

もう し こ み き かん れいわ ねん がつ か もく れいわ ねん がつ にち にち
申 込 期 間 令和8年2月12日（木）～ 令和8年3月15日（日）
めん せつ じっ し れいわ ねん がつ か すい れいわ ねん がつ か きん
面 接 実 施 令和8年4月8日（水）～ 令和8年4月10日（金）

さいようよていしゃすう おも ぎょうむないよう
1 採用予定者数、主な業務内容

さいようよていしゃすう 採用予定者数	しょうがい ひと めいていど 障害のある人 5名程度
おも ぎょうむないよう 主な業務内容	ちてきしょうがいしゃ にゆうしよしせつ りようしゃ せいかつしえん おこな しごと 知的障害者の入所施設で、利用者の生活支援のサポートを行う仕事です。 おも ぎょうむ 【主な業務】 しよくどう せんめんじよ せいそう だついじよう あら はいすいこうせいそう せいそう せんたくもの かいしゅう ・ 食堂・洗面所の清掃、脱衣場マット洗い、排水溝清掃の清掃、洗濯物の回収 しせつりようしゃ しょくじうばんん しよつき はいぜん しょくじちゅう の もの ほじゅう ・ 施設利用者の食事運搬・食器の配膳・食事の飲み物の補給 りようしゃ しせつないいどうじ つ そ ・ 利用者の施設内移動時の付き添い りようしゃ しせつがい かつどう こうえんせいそう しょうてんがい かつどう ・ 利用者の施設外での活動（公園清掃、商店街でのリサイクル活動など）の さい いっしょ こうどう 際に、一緒に行動する など みけいけん かた あんしん はじ たいせい ※未経験の方でも安心して始められるフォロー体制があります。 しえん こま そろばん ※チームで支援するので、困ったときはすぐに相談できます。 ほんにん きぼう てきせい ふ たんとうぎょうむ けつてい ※ご本人の希望や適性を踏まえて担当業務を決定します。 じぜん しせつけんかく かのう ※事前の施設見学も可能です

おうぼ ぎょうむじょうひつよう はいりよじこう ばあい めんせつじ そうだん
応募にあたって、業務上必要な配慮事項がある場合は、面接時にご相談ください。す
べてのご要望にお応えできない場合もありますが、業務内容や就業環境を踏まえ、
ごうりてきはいりよ こべつ けんとう
合理的配慮について個別に検討します。

2 申込資格

つぎ ようけん み ひと
次の要件をすべて満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人（注 1、注 2）

- しんたいしょうがいしやてちよう こうふ う ひと
身体障害者手帳の交付を受けている人
- しんたいしょうがいしやふくしほうだい じよう きてい とどうふけんち じ きだ いし い か していい
ろうどうあんぜんえいせいほうだい じよう きてい さんぎょういまた じんじいんきそく しょくいん ほけんおよ あんぜん ほ じ だい
労働安全衛生法第13条に規定する産業医又は人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第9
じようだい 1 項 きてい けんこうかんりい た これに じゅん ずる 者 が 作成した、しょうがいしや こよう そくしんとう かん
条第1項に規定する健康管理医その他これに準ずる者が作成した、障害者の雇用の促進等に関
する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼう
こう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害について
は、指定医が作成した診断書又は意見書に限る。）の交付を受けている人
- とどうふけんち じ せいせいしていと ししちようまた ちゅうかくししちよう はっこう りよういくてちよう こうふ う ひと
都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人

ちゅう
(注 3)

- ちてきしょうがいしやこうせいそうだんじょ じどうそうだんじょ せいしんほけんふくし しょうがいしやしよくぎょう せいしん
知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神
ほけんしていい ちてきしょうがい はんてい ひと
保健指定医により知的障害があると判定された人
- せいしんしょうがいしやほけんふくしてちよう こうふ う ひと
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- きんこ けいほうとう いちぶ かいせい ほうりつ しこう ともな かんけいほうりつ せいりとう かん ほうりつ れいわ
禁錮（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和
4年法律第68号）施行以降は「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで
ねんほうりつだい ごう しこういこう こうきんけい いじよう けい しょ しっこう お
またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- かながわけんしよくいん ちようかいめんしよく しょぶん う、とうがいしよぶん ひ ねん けいか ひと
神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- にほんこくけんぽうせこう ひ い ご にほんこくけんぽうまた もと せいりつ せいふ ほうりよく はかい
日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊
することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- へいせい ねんかいせいまえ みんぽう きてい じゅんきんちさんせんこく う ひと しんしんこうじゃく げんいん
平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けていない人（心神耗弱を原因と
するものを除く。）

ちゅう こうふしんせいちゅう ぼあい もうしこみかのう こようかいしび ぜんじつ こうふ ひつよう
(注 1) 交付申請中の場合も申込可能ですが、雇用開始日の前日までに交付されている必要が
あります。

ちゅう だい じせんこうじつしび てちようとう かくにん ごさいよう あいだ てちようとう ていじ
(注 2) 第2次選考実施日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を
もと さいよう あいだ もうしこみしかく はんめい ぼあい さいよう
求めることがあります。採用までの間に申込資格がないことが判明した場合には採用でき
ません。

ちゅう てちよう めいしよう こうふ ちほうこうきょうだんたい どくじ めいしよう ふ
(注 3) 手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている
ぼあい ごじしん てちよう しゆるい ふめい ぼあい こうふもと ちほうこうきょうだんたい まどぐち かくにん
場合があります。御自身の手帳の種類が不明な場合は、交付元の地方公共団体の窓口で確認
してください。

3 選考内容等

	に 日 てい 程	ない 内 よう 容	ば 場 しよ 所	ごうかくはっぴよう 合格発表
だい 第 1 じ せん こう 次 選 考	—	しよるいせんこう 書類選考 もうしこみしよるい (申込書類の内容 しんさ 審査)	—	しよるいせんこうごうかくしや 書類選考合格者 はっぴよう 発表 れいわ ねん がつ にち 令和8年3月23日 げつ つうち (月)までに通知
だい 第 2 じ せん こう 次 選 考	れいわ ねん がつ か 令和8年4月8日 すい がつ か もく (水)、4月9日(木)、 がつか きん 4月10日(金)のうち してい にち 指定する1日	めんせつ 面接	よこはましな 横浜市内 ぼしよ だい じ (場所は第1次 せんこうごうかくつうち 選考合格通知に きさ 記載します。)	だい じ せんこうごうかくしや 第2次選考合格者 はっぴよう 発表 れいわ ねん がつ にち 令和8年4月22日 すい つうち (水)までに通知

- ※ せんこうについでいとう しょうさい もうしこみしや べつとゆうそう つうち
選考日程等の詳細は、申込者へ別途郵送で通知します。
- ※ だい じ せんこう じゆけんしや とうろくとう しゅうろうしえんきかん しょくいんとう どうせき かのう
第2次選考では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員等の同席が可能です。
- ※ じゆけんじょう はいりよ くるま しょう しゆわつうやくしや はいちとう ひつよう ひと はいりよ ないよう もうしこみ
受験上の配慮(車イスの使用、手話通訳者の配置等)を必要とする人は、配慮の内容を申込
じ ぐたいてき きにゆう
時に具体的に記入してください。

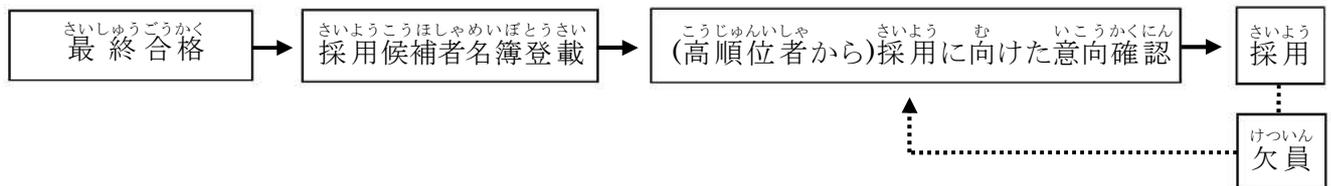
4 合格者の発表

- だい じ せんこう
第1次選考、第2次選考いずれも、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

5 合格から採用まで

さいしゅうごうかく さいよう
最終合格者は採用候補者名簿に登載され、順位の高い人から採用されます。欠員が生じ採用の
ひつよう ぼあい ずいじ さいようこうほしやめいぼ じゆんい たか ひと さいよう さいようこうほしやめいぼ
必要がある場合には、随時、採用候補者名簿の順位の高い人から採用されます。採用候補者名簿は
げんそく れいわ ねん がつ にち けいか しっこう
原則として令和9年3月31日を経過すると失効します。

- ※ とうかく かなら さいよう かげ
合格しても必ず採用されるとは限りません。



2 e-kanagawa電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県福祉子どもみらい局障害サービス課独立行政法人化グループまで御連絡ください。



URL

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/nakai_verification/dokuritsugyouseihoujinmousikominituite.html

・上記の方法による申込みが難しい場合は、申込先へ申込書類を郵送又は直接持参してください。

令和8年2月12日(木)～令和8年3月15日(日) 17時15分(受信有効)

- ※ 電子申請申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。
- ※ 受験申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。
- ※ システム機器の保守点検等により、電子申請申込受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、御注意ください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(郵送) 令和8年3月15日(日) 必着

もうしこみきかん
申込期間

郵便事故防止のため、郵便局の窓口で必ず簡易書留扱いで郵送してください。簡易書留差出時の受領証は、書類選考合格者発表通知が届くまで保管してください。
封筒に「採用選考申込書類在中」と赤字で記入してください。

ふとうきさいれい
<封筒記載例>

おもて
表

うら
裏

<p>〒231-8588</p> <p>横浜市中区日本大通1</p> <p>神奈川県 福祉子どもみらい局 障害サービス課</p> <p>独立行政法人化グループ 行</p> <p>採用選考申込書類在中</p> <p>簡易書留</p> <p>赤字で記載</p>	<p>住所</p> <p>氏名</p> <p>◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇</p> <p>●●●●</p>
--	---

郵便局の窓口で差出し

ちよくせつじさん うけつけじかん じ ふん じ まいしゅうど にち しゅくじつ のぞ
(直接持参の受付時間) 8時30分~17時 (毎週土・日、祝日を除く)

もうしこみしよるい
申込書類
(返却し
ません)

- 1 e-kanagawa 電子申請システムを利用する場合
 - ① 障害のある人を対象とした神奈川県立福祉機構職員 (契約職員) 採用
選考申込書 (「e-kanagawa電子申請システム」で画面入力)
 - ② 顔写真 (申込日前6か月以内に撮影した写真 (縦横比4:3、上半身・脱帽・
正面向きの本人と確認できるもの) (「jpeg形式のファイルを登録)
 - ③ 履歴書 (市販のもの又はパソコン等で作成したもの、写真貼付)
(PDF形式のファイルを登録)
- 2 郵送又は持参の場合
 - ① 障害のある人を対象とした神奈川県立福祉機構職員 (契約職員) 採用
選考申込書 (申込日前6か月以内に撮影した写真 (縦4センチ×横3センチ、
上半身・脱帽・正面向きの本人と確認できるものを貼付)
 - ② 履歴書 (市販のもの又はパソコン等で作成したもの、写真貼付)

もうしこみさき 申込先	〒231-8588 <small>かながわけんよこはましなかくにほんおどおり</small> 神奈川県横浜市中区日本大通1 <small>かながわけんふくしこ きょくしょうがい か どくりつぎょうせいほうじんか</small> 神奈川県福祉子どもみらい局 障害サービス課 独立行政法人化グループ <small>かながわけんちやうひがしちやうしゃ かい</small> (神奈川県庁東庁舎3階)
-----------------------	--

もうしこみしや 申込者へ、れいわ ねん がつ にち げつ 令和8年3月23日(月)までにだい じせんこう ごう ひ およ だい じせんこう第1次選考の合否及び第2次選考について、ゆうそう郵送
つうちで通知します。れいわ ねん がつ にち げつ す とど令和8年3月23日(月)を過ぎても届かない場合は、か き といあわ さき下記問合せ先へれんらくご連絡
 ください。

<small>といあわ さき</small> 問合せ先	<small>かながわけんふくしこ きょくしょうがい か どくりつぎょうせいほうじんか</small> 神奈川県福祉子どもみらい局 障害サービス課 独立行政法人化グループ <small>かながわけんよこはましなかくにほんおどおり</small> 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 <small>でんわ</small> 電話 (045) 210-4724 FAX (045) 201-2051
---------------------------------------	---